

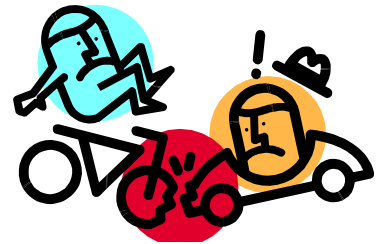
## 今月の言葉

### 元気があれば何でもできる！

管理部

## 自賠責保険について

自賠責保険は、自動車・原動機付自転車の所有者と運転者が、必ず加入しなければならない保険で、**強制保険**と呼ばれています。この自賠責保険とは、被害者の救済を第一の目的としており、**対人賠償に限られています**。対人とは、死傷した相手側の運転者とその同乗者、あるいは歩行者などをいいます。自賠責保険では、**第三者の”他人”の死亡やケガに対してのみ**、保険金が支払われます。**加害者本人や車両などの物の損害や、自賠責の支払い限度額を超えた分については、一切補償がありません**。以下が、自賠責保険の支払い限度額となっています。



- ・死亡・・・ 3,000 万円
  - ・ケガ・・・ 120 万円
  - ・後遺障害・・・程度に応じて 75 万円～3,000 万円。常に介護が必要な場合は 4,000 万円
- \*金額は、加害車両1台につき、被害者1人につきの金額で、1件の事故での総額ではありません。

このように、自賠責保険は限度額があり、対人賠償だけの支払いですから、これだけでは十分な補償とはいえません。そこで、**これを補う任意の自動車保険が必要**になってきます。

## 健康保険の扶養について

Q.扶養に入れるための確認書類は何ですか。

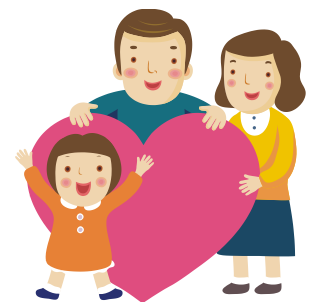
A. ①被保険者と世帯全員の住民票 ②高校生以上の場合は在学の証明 ③配偶者および学生以外の家族の場合は収入の有無確認する証明書等（無職の場合、仕事を辞めた事が分かる書類（例：離職票など）が必要になります。）

Q.子を扶養に入れる場合、父と母どちらでもよいのですか。

A. 原則として年間収入の多い方の扶養となります。どちらでもよいということはありません。父親の収入が多ければ、母親の健康保険の扶養になることはできません。

配偶者については、内縁関係にある人も含まれます。この場合には本人と被扶養者の独身証明書が必要になる場合があります。被扶養者として認定されるためには主として被保険者の収入で生計を維持されていることが必要ですが、収入のある方でも次の表の収入要件該当する方は扶養に入ることができます。収入には公的年金、家賃収入、パート・アルバイト収入、失業保険給付などを含みます。

年 齢	60 歳以上または障害者	60 歳未満（障害者を除く）
同一世帯に属している場合	年収が 180 万円未満でかつ、被保険者の 2 分の 1 未満であること。	年収が 130 万円未満であり、かつ、被保険者の年収の 2 分の 1 未満であること。
同一世帯に属していない場合	年収が 180 万円未満であり、かつ、被保険者からの援助額より少ないこと	年収が 130 万円未満であり、かつ、被保険者からの援助額より少ないこと。



※被扶養者には被保険者に生計を維持されていることだけが要件になる場合と、生計の維持に加え同居していること2つが要件である場合の2通りがあります。